

昭和三十三年一月十六日
第一回臨時會之議錄

昭和三十三年館山市議会才一回臨時会全議録

一 昭和三十三年一月十六日午後二時館山市議会才一回臨時会才館山市役所分館全議室に招集

一出席議員(三十二名)

一番 石井 潔 二番 高橋 文治

三番 伊勢仙之助 四番 小浜 光義

五番 後藤 卯三 六番 秋山 万次

八番 金木 久一 九番 安西 政治

十番 田中 祿郎 一一番 脇田 順一

一三番 小沢 太助 一四番 中村 良五

一五番 小谷 魚造 一六番 田村 喜兵衛

一七番 嶋 貫 壯作 一八番 佐久間 為次郎

一九番 黒川 佐太郎 二〇番 山口 房吉

二一番 萩生 田七郎 二二番 小沢 惠太郎

二三番 福岡保徳 二四番 山本昇

二五番 松本藤太郎 二六番 可世木牙蔵

二七番 鈴木孝 二九番 遠山ヨネ子

三〇番 磯辺周雄 三一番 大野清五郎

三二番 望月輝作 三三番 田中忠蔵

三四番 飯田義男 三五番 嶋田繁

一欠席議員(三名)

七番 鈴木市蔵 一二番 吉田勇治郎

二六番 山口康

一、法才二百二十一条による出席説明員

市長 田村利男

助役 小出武男

収入役代理 眞田森吉

総務課長 完戸貴

保險課長

唐沢貞太郎

商工水産課長

羽山房雄

建設課長

新井重助

秘書課長

山谷潤昶

戸籍課長

高木哲三

厚生課長

神作啓太郎

福祉事務所長

長谷川広治

農産統計課長

吉田耕一

税務才一課長

山口 奥

税務才二課長

伊藤幸壽

診療所事務長

池田亮山

盗査委員

岡 武夫

教育委員兼教育長

工藤和幸

教務委員兼務課長

鶴沢實覚

一、本議会の事務局長、書記および職員

事務局長

高梨清一

書記

太田博雄

職員

畑中弘敬

同

山口 謙

一、昭和三十三年第一回館山市議会臨時会議事日程

昭和三十三年一月十六日午後二時開議

日程才一 報告才一号 昭和三十三年一月例月検査報告

日程才二 認定才五号乃至才十号

(決算審査特別委員会委員長報告)

日程才三 臨時出納検査立会議員の互選について

日程才四 議案才一号 昭和三十三年度館山市特別会計国民健康保険六八支出

追加更正予算

日程才五 議案才二号 昭和三十三年度館山市才入才出追加更正予算
一 本日の会議に付いた事件

議事日程に同じ

○議長(石井梨君) 本日の出席議員数三十八名、これより昭和三十三年
才一回館山市議会臨時会を開きます。

○議長(石井梨君) 本臨時会の議案審査のため田村市長川出助役
眞田收入役代理 兎戸課長 唐沢課長 羽山課長 新井課長
山口課長 高木課長 神作課長 長谷川所長 吉田課長
山口課長 伊藤課長 池田事務長 岡並査査委員 工藤
教育長 鷗沢庶務課長以上の出席を求めましたので御報
告甲上げます。

議長(石井梨君) つづいて会議録署名員の決定を行います。

お諮りいたします。従来の例にならういまして議長の名に
よつて決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井梨君) 御異議なしと認めます。よつて八番議員金木
久一君 二十九番議員遠山ヨネ子君 以上御兩名に決定いた
します。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井梨君) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いた
ります。

議長(石井梨君) つづいて会期の決定を行います。

本臨時会の会期につきましては議長運営協議会の意見は
本日一日ということになります。

お諮りいたします。会期を議会議堂場議会の御意見通り
又定いたしますことに御異議ございませんか。

(御異議ナシと呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議ナシと認めます。よって会期は一日と又
定いたします。

議長(石井潔君)つづいて議案を配布いたさせます。

(議案配布)

議長(石井潔君)本日の議事はお手許に配布の日程表により逐次
上程いたします。

助役(小出武男君)審議に入ります前に一言御了承を得たいと思ひ
ます。

本日昭和三十三年の当初の臨時市会を招集いたしましたところ

皆々まあおいてろいで御参集ゆがいまーて心がりお礼申上げます。
本日は市長が昨日から国立公園の補助金の件につきまして
厚生省の国立公園部よりとくに依頼がありまーたためにして
ちうの方にと京ーておりまーて本日の会議にはちうと間に合
かぬかと存じますのでその点あーからず御了承ぬがいた
いと申います。

本日御提案いたーます議案はかねて告示申上げまーたように認
定五子ないー十子の御審議 臨時と納検査立会人の互送 特別会計
国民健康保険に関する文入と更正予算および昭和三十三年の籠山市
入と追加更正予算の諸件でございます。いすいも当面緊急を
要するものと存じまーておぬがいする次第でございます。

個々の点につきましてはそのつど御説明申上げたこと申いますの
でよろしく御審議の上御賛成下さいますようにおぬがい
いたーます。

。議長(石井潔君) それでははいより日程に入ります。

日程第一報告第一号を上程いたします。

(書記朗読)

報告第一号 昭和三十三年度一月例月検査報告

(関武夫君登壇)

。監査委員(関武夫君) 一月の十三日に実施いたしました例月検査の結果の報告について説明申し上げます。

まず一般会計であります。市税におきまして二千三百二十四万円余収入しております。この内訳は市民税が約四百五十万円、固定資産税が約二千五百五十万円、たばこ消費税の十一月分が百三十三万円、千五百五十円、その他電気ガス税が約九十二万円、都市計画税が約七十分円等が主なものでございます。市税の収入未済額が五千八百円記載されておりますが納期の到来ないものも差引きますと正味の滞納額が約三千四百六十万円余でございます。

つぎに税金収入におきまして一千四百十五万円余入っておりますが、このうち主なものは産業経済費の分担金が今回はじめて入っております。これは岡田、出野、尾、神余、畑、中、畑等にありますが、暗渠その他用水路の工事に対する地元の分担金でございます。七十八万七千円余入っております。その他使用料、手数料で百五十万円、国庫支出金として九百八十七万九千円ございます。この国庫支出金の内訳は生活保護費が三百四十五万円余、それから都市計画税におきます街路整備事業費の補助金として五百万円、新豊山村、漢村対策費の補助金として八十二万二千円等が主なものでございます。つぎに支出におきまして三千八十六万円余出ておりますが、御承知の通り年度末の手当が相当出ております。

その他教育費におきまして九百十三万円余出ておりますが、豊房小学校の講堂修繕費として三十万円、館山小学校の講堂修繕費として二十万円、北条小学校の屋根のふき替え工事費と

して六十六万四千二百の屋根ふき替えの工事費として甲が十九万五千二百が二十三万四千等が主なるものでございます。なお一般会計から国民健康保険会計へ九十五万一時流用をしております。

なお雑部金繰入分として二千三百九十円記載をましましたがいれは泉市民税を徴収して本来雑部金へ入れべきものを誤って一般会計へ繰入れた分でございます。一月にわたってすぐに訂正されております。

なお十一月末で三十三年度も四分の三を経過したわけでございますので、ここで昨年度と比較して徴税の状況、予算執行の状況をささっとみたいと思えます。

徴税歩合におきましては三十二年度は十一月末で現年度分が八、五パーセント、滞納繰越分が二六、八パーセント合計をまして六五、四パーセントの成績でございます。ところが本年年度におきます割合は現年度の分として八五、二パーセント、滞納繰越分が三二、〇パー

セント合計して三〇パーセントの成績を齎めております。

予算の執行割合につきましては三二年度は支入において六六パーセント支出において六二パーセントであります。

本年度は支入にあきまゝして七四、四パーセント支出にあきまゝして六七、八パーセントを示しております。

以上で一般会計を終りましてつぎに特別会計に移ります。公益質屋会計は大体この表によつて御了承いただきたいと思います。貸付現在高のうち船形質屋が百三十二万四千三百七十九円、富岡質屋が六万五千五百円、合計百九十九万九千三百七十五円となります。つぎに国民健康保険にあきまゝして収入の部において保険料の未収についてであります。納期の到来しないものを除きますと正味の滞納額が約八百四十万円余となっております。以上で例月検査の報告に關する説明を終ります。

議長(石井 潔君) 本報告に對し、まゝして御質疑等ございますか。

御質疑がなければつぎに移ります。

御質疑ないようにつに認めます。それでは日程カニを上程いたします。

○議長(石井梁君)日程オニ認定オ五号ないーオ丁号を一階上程いたします。

本件はとにもとまる十二月二日上程のオ四回定例会におきまして特別委員会に閉会中の審査に付されたものであります。従いましてこいより決算審査特別委員会委員長の審査の経過ならびに結果について御報告を求めます。十七番議員鳩貫壯作君御登壇の上御報告をお願いします。

(鳩貫壯作君登壇)

○十七番(鳩貫壯作君)決算審査特別委員会における認定オ五号ないーオ丁号の審査の経過ならびに結果について御報告申し上げます。

せる十二月二十日招集の第四回市議会定例会におきまして御
送任をいたたきました私ども決算審査特別委員会に閉会
中審査の特別付託となりました認定第五号ないし第十号
の昭和三十一年度決算書の審査を一昨十四日委員会を
招集いたしまして各会計における決算書を慎重かつ精細に審
査を行いました。

甲上げるまでもなく本決算書につきましては審査委員にお
きまして長期にわたりきわめて厳格かつ公正なる審査を實
施された結果の意見書がはなれております。その正確なる
ことが認められてあるのであります。私ども委員といたし
ましては議会の立場より付された趣旨を体しまして種々
多数の質疑を行いました。ここにその具体的二の事項
を御紹介いたします。と審査委員の意見書にもございま
す通り予算の項内流用は当局が予算編成に當りて初

期の目的に合致しないような結果をもちたうすことになるので
はないかとの質問に對し、まゝて多額と思われゆる項の流用につ
きまゝては、教育費と土木費にありまゝて、これは追加の財源を
求められず、また財政再建の意図に沿つて止むを得ず、取用の措
置をとつたわけの回答が、ありまゝた。

また三十一年度決算において未整理の主なるものは、なにかと
いう質問に對し、まゝて市税の滞納と保険料の滞納が主なるも
のであるわけの回答が、ありまゝた。

なお保険に度連して国民健康保険に對し、まゝて国として補
助金の増額の見通しがあるかとの質問に對し、まゝて現在
厚生省で考へていることは、事務員員の全額補助と現存三割
であります。医療費を三割にするということを目
標においているようですが、ただいまの様子では
あまり樂觀的でないという見通しが強いようであ

ります。おのれの説明がありました。

なお固定資産につきまゝ市として固定資産の承
価額却はどうやってしているかとの質問に対して
市といた。まゝ市では三年目に市独自の立場で固定
資産評価委員会が一軒一軒みて回りまゝでそれにより自治
庁の示す規定によりまゝ正しくやっているおのれの答弁が
ありました。

なおお手許に配布いたしました正誤表は各決算書の誤り誤
植でありまゝて詳細調査の結果各決算にはなんら計画的
に異常はありませんのでそれぞれ御訂正下さるよう
希望申し上げます。

その他決算書の各項目にわたって多種多岐にいろいろと
活発なる発言がありました。誠に簡単であります。委員
員会の審査の状況の一部を甲上げたおのれでございます。

以上の通り付託を受けました認定が五子ない一カ十字の
決算書目に対しては、その正確なることを認め、金会一致で
認定することに決定いたしましたので、ここに御報告申し上げます。
どうかご安心ください。よろしく御賛同のほどをおねがい申し上げます。

議長(石井潔君) たいま、委員長より報告されました決算
書の誤字誤植は印刷の誤りで、委員会より提出されたま
た正誤表の通りを訂正することに御同意でございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議なしと認めます。それによりて御訂
正をお願いします。

他は御質疑ございませんか。

三五番(松本藤太郎君) 委員長さんになんとお伺いしますが、何
で、たまたま調査を委員の方でいんですが、内容についてのこと
とではございません。結構な方でございますが。

三十二年度はなるほど再建整備と云うようなことにはな
りまして各課が非常に削減をくった苦しいなまをやつて
また。結局結果としては二千万の黒字ができたとい
ことで非常に新年度でも贅えてあり実際に苦しいことであ
りますが一か一わいゆいといたりましてはこの決算書を見
ますと二千万の繰越が出たといつようなものの年度内に
あいては三千数百万の不用途が出てあるわけです。それ以
上の金は使つておられないこれは各課が一割ない二割とい
削減をなすたのでさうなうたでありましてこうがこれを努力
といふことはどういふところにも力があるのか、実際は各課
の出すべきものをささまなかつた。こつこつことだと思つ。

これに対して非常に当局のせいかと云うことでいってありま
すがこつこつた予算を最初に計上したものがやさげなものと
やらなうで行くことが果していいか悪いか。その点について

局はそんな気持ちを持っておるとすれば誤りではないかとこのううふううに考えるんですけれども……

○七番(鳩貴社作君) そのううううううに賛同も意見もございませんでした。
○三五番(松本藤太郎君) その点について私監査委員の方にお尋ねしたいんですが、私は以上申し上げましたような考えを持っておるんですがいかがなものでしょう。監査委員の方では非常に宜めてありますけれどもなるほど立派なものですよ。立派なものですけれども困った時にはみんな切れて行くんだということが果してどうか。教育費においても社会労働費においても予算に組んでも使えておらない、ということさ……。

○監査委員(岡武天君) 私の考えをお答えいたしたいと思います。
申し上げるまでもなく予算というものは執行部から提せられてまゝ市議会の協賛を経てそこで執行するわけでありまして、決めたことだけのことさやめて行けることが本来の建前です。

ございまして、いろいろでも、それまでできるだけ切りつめて、あまり事業をせすにあまゝて行くということも、決りて望まへことではございせん。あつやる通りでございします。

たが三十二年度は財政再建の途次であります。執行部におきましては、決められた予算を執行するに當つて、できるだけ節約してやて行くという方針のもとに、いろいろ切りつめたわけでありまして、決められた予算を切捨てて、やったというふうには、私考えられませんが、その節約して、数字上で行こうと努力して行つた。その努力を買つたわけではございせん。以上であります。

○三五番(松本藤太郎君) 査査委員にお尋ねするのは、かえつて間違つたかも知れませんが、了解いたしまして。

ただ私が甲上げることは、困つたときに、すぐに、さういふふうには、支出を抑えて行つて、さういふことは、どうかが、要するに

予算を組むときに過大な予算を組んでありなかつたこと
ははつきりしてあるのにさらに削減するといふことは考えられ
ない。こんごも節約は結構です。当然やるべき節約はすべき
であります。本當に支入の面でも出てきた数字といふもので
やっていたら、当初予算化したものを切つてしまつてやると
いふことはなるべく避けたい。私節約するといふ
ことには当然賛成であります。そうべら様な過大な予算
は組んであるはずはないわけなんです。それから、いつ、
いつ、いつの希望を述べさせていたができます。

○議長(石井潔君)他に御質疑ございませんか。

あ、語りいただきます。認定が五号ないが十号討論を省
略一括して採決いたします。ことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井潔君)御異議なしと認めます。

山崎 山崎 山崎
このより探求いたします。議定が五早なさい。オ十手昭和三十一年
度一般会計なりびに特別会計決算書は決算審査特別委員
員会委員長の報告通り認定と決することに御異議ござい
ませんか。

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

議長(石井 潔君) 御異議ナシと認めます。
よって決定いたしました。

議長(石井 潔君) つづいて日程オ三臨時と納検査立会議員の互選
を行います。

議長(石井 潔君) 互選の方法についてお諮りいたします。

従来の例にならういましてお手許に配布の中合せの通りに決定
いたしますことに御異議ございせんか。

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

。議長(石井梨君)御異議ナシと認めます。

。さて議長、副議長、並査委員、およびいままで立会議員となつた方々を除いた全議員の抽選により決定することに決まりました。

抽選棒の先端を黒く塗つた棒をお引きの方を当選人といたします。

。議長(石井梨君)これより抽選を行います。

(抽選)

。議長(石井梨君)たいまの抽選の結果を申し上げます。

五番議員後藤ゆき君、六番議員佐久向為次郎君、七番議員福田保徳君、八番議員遠山ヨネ子君以上の通り昭和三十三年二月に行われ、臨時出納検査立会議員に決定されました。

議長(石井梨君) 日程第四議案第一号を工程いたします。

(書記朗読)

議案第一号 昭和三十一年度館山市特別会計国民健康保険才

入才追加更正予算。

。保険課長(唐沢貞太郎君) 議案第一号を御説明申し上げます。

本更正予算は直診会計の薬品費、原料費のうち薬品費が不足いたしましたので三十万円を追加しまして、その財源に更正給の更正八万円、雑料の更正七万円、備品費の更正十五万円と財源としまして更正いたしましたものでございます。以上説明を終わります。

。議長(石井梨君) 本案に対して御質疑ございませんか。

。三四番(飯田義男君) 三十万円薬品費を追加する必要がございまして、どういふわけでございまして、結果になつたんですか。

詳しく説明していただきます。

○保険課長(唐沢貞太郎君)当初約八十万円を見越しておたんでございますが大体十二月でこの金額がほとんど出てまいりましたので、三ヶ月分約十万円おかかりますんで三十五万円を必要としたものでございます。

○三四番(飯田義男君)必要なのはわかるんですがはじめの予算がう大分少いが出てきたということはなんかに原因があるはずじゃないですか特別病気が多かったとか。

○保険課長(唐沢貞太郎君)特殊の病気の傾向といえますのは大体十一月に流行しました流感が非常に使いましたものでそれいかりもうひとつ従来一名であったものが二ヶ月くらい二名の医者者がありまして内科と外科の医者がありましてたので両方の薬を使った関係で最後になりました不足いたりましたものと思われれます。(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(石井潔君)他に御質疑ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井梨木君)本案に対して御異議なしと認めます。

よって本案は原案通り決定いたしました。

○議長(石井梨木君)つづいて日程ヲ五議案ヲ二号ニ上程いたします。

(書記朗読)

議案ノ二号 昭和三十二年度館山市支入支出追加更正予算

○戸籍課長(高木哲三君)市役所費の諸費の外人登録事務協

議金負担金十万円を追加おねがいするが、これは県下十七市

の協議会に申し込ましものですが、館山市長が外人登録の協議

会長をやっている関係で市は素通して十万円追加をおねがい

いたしたわけでございます。

○建設課長(新井重助君)ヲ四款土木費について御説明申上げます。

道路修繕費のうち修繕料十万円、これは外ラックの工

ここに非常に悪くなりましてたので一応ボーリングいたいたいと存じましてここにおねがいする次第でございます。

備品費は五万更正いたします。

カニ目の新設改築本費は大石神余線の市道改修拡張でございますが当初改修計画のうち三十五万一千円の経費を充ててやる予定でございましたが今回実測の結果これが道路の長さが四百三メートル幅五メートルに改修します。これによりまして工事が四十二万三千円となりましてこの工事を直営でやります関係上当初予算の各々の費目からここにホータのように更正したいと存じます。

つぎのページでオ三項の河川港灣費二目の新設改築本費におままして船形港修築維持工事費でございますがこれは船形港をいま改修しておりますので中央にまます長さ百メートル幅五メートルの突堤の上には張りコングリーをやりましてその上には

屋を建てるのでございしますがその工債リコングリートと急遽にやるといふので県の単独工事費がここに参りましたのでその負担金として四十五万追加をおねがいする次第でございします。

調査費におきまゝして旅費が不足になりましたので四千七百四十円増額いたしました。印刷製本費から回りたいと存じます。

なお前項の負担金および補助金三十三万円と減額いたしましたんのですがこれは県~~の~~やります県道工事の工事費が縮減されましたので市より負担する額が必要になりましたので以上の財源に充てました。以上でございします。

○総務課長(完戸貴君)以上おとの追加額が七十五万四千九百九十円になります。更正減額五万四千四百九十円で結局三十五万円の追加になります。

おへにつきまゝしては外人登録の補助金が十万円土木寄付金か

二十五万でございますが内容はご覽の通りでございますので御説明を省畧いたします。

○三五番(松本藤太郎君)外国人の登録の金十万円ですがいま課長さんの説明ですと館山の市長が協議会の会長になったんではないか。

○戸籍課長(高木哲三君)なっています。

○三五番(松本藤太郎君)なんか素通りするんだというふうな……。

○戸籍課長(高木哲三君)これは県下十七市で外国人登録事務協議会というものができておりましてその会長が市長になっている関係で県で各十七市別々にやっておりますので一ヶ所にまとめるより県が館山市にまとめて十万円出してそれを館山市から協議会に出すように指令がきた関係で針上りたようなわけでございます。

○三三番(望月暉作君)いまの問題ですが協議会長という問題には関

係なく十万円たり支出することに間違いないので協議会の会長の
ためだということはないわけですね。

三十三年の道路橋梁改良費負担金三十三万円の減額でござ
いますがこの減額について果からの工事が中止されたからという
説明でございしますが、この路線が中止されたかお伺いします。

○建設課長(新井重助君) 中止じゃなくて富崎の鋪装工事をやり
まーたり西岬の工事もやりました。ただ神余西長田地先の道
幅員の拡張でございしますがその分が減ったのでございします。

○十三番(小沢太助君) 建設課長にちよとお伺いします。船形築港
の維持工事費の予算の件ですが年間百万円で半分は五十万のう
ち二十五万を受益者負担とすることとで入るの方にも二十五
万円寄付受入りの予算がとてあるんですが工事負担の方は四
十五万になっておりますが、どういう関係ですか。

○建設課長(新井重助君) お答えいたします。

一応百万でございまして市の負担金は五十万でございまして。当初予算のうちにまだ五万円の残金がございますのでそれを充てて四十五万追加いたしまして五十万といたす考えでございまして。

○十七番(嶋貫壮作君)いまの十三番議員の質問に關しては、
がそれをもう一回は、きり説明して下さいませ。

私ははじめてでわかりませんから、果ては百円だか、わかりませんが、その点をもっとは、きり説明して下さい。

この二十五万というのは、船形の寄付金と考えらるんですが、
元の業者組合は承知しているかどうか、という点を御答弁が
います。

○建設課長(新井重助君)先ほど申し上げましたように、荷揚場でござい
ますが、荷揚場を突堤の長を四メートル幅が十八メートルとなりま
す。その面積にコンクリートの舗装をするわけです。その費用

が百万円がある。百万円の景単工事でございますから地元負担金が二分の二でございますので五十万追加いたします。

今回の追加は四十五万でございますが、当初予算に四百五十万計上をいたさまゝにいたしました。そのうち景の方の負担金といたしまして送りまゝに金が四百七拾五万で五十万の残がございますので四十五万を追加いたしまして五十万といたします。

○十七番(嶋貫杜作君) それでは地元の寄付金を五十万円減らしてもらいたいというふうにございますか。そういうふうにする場合はなるんでしよう。地元になるべく寄付金をさけないことでもうやむやいと困りますね。地元で承知してゐるんですが。

○建設課長(新井重助君) 地元の方から組合長さんがおいでになります。二十五万負担いたしますというので今回計上した次第です。

○二一番(萩生田七郎君) いまの二十五番さんの質問に關係してあるんですが、こういう予算形式はいいもんか悪いもんか、私ははじめてですが

外国人事務登録料となつておるのは……(私話する者多くまた発言不明瞭にて聴取不能) 館山市からもらった金を各市にやるようにな……十万円というものは要するに……

○助役(川中武男君) 外人登録事務協議会というのは先ほど説明いたしましたように、梶が外郭的な機関を持つておるわけなんです。これが十七市の外国事務の担当者をもつて組織している会なんです。外人登録事務が非常に面倒な仕事であるといつので、とくに各関係主任を集めていろいろ研鑽をしておる会がこれなんです。この会へは梶が十万円、ザックバラに申しますと補助金をとりましたわけなんです。ところが十万円を十七市にわけると申しました。直接団体に補助するという形式がまずいといふことなんでございまいょう。たまたま市長が会長をやつてゐるんです。それで予算を通りてやつてもらいたいといふことの甲入れを受けましたので、不本意ながらやしたのでございまして、隔月ぐらゐに各

地で研修会をやりましてそこでいろいろ印刷したり研鑽の資料なども発行してあるようにござりますのでまわめて眞摯なまじめな会合だということで市長会でこの会だけ残してあるんでござります。

〇三番(萩生田七郎君) わかたがなぜ外人登録事務員となつておるのか協議会に對しての助成じゃないんですか。これでは各市に對して館山市がセキかハキ寄付する形式なりこうしたのはまずいと思つう。会長さんであるが故にこういふことをやるといふのは形式的にまずいと思つう。もうクー御注意ねがいたい。

〇助役(いと武男君) こんごういふことはやりないようにいたしますが今回だけ一応たのまふまゝなので……(笑声)

〇十七番(嶋貫壯作君) 一応はいいですがほかの市のものをなぜ館山市で負担するんですか。

〇助役(いと武男君) 館山市で負担するといふ形式にはなりません。

館山市で予算を通りてやってくれともしろん館山市独自の財源は負担してはいないわけなんです。

本質的にはこれは予算形式としてはどうかと思ひますが、いま申しますようにたまたま市長が会長をしておるといふことでこゝえまたんだと思ひますのでありからずとつ御了解がいたいと思ひます。

○十七番(嶋貫壮作君) 会長をされているかどうかは知らないが館山市は(赤)或心にかかる。事は十万円でも各市が負担してとすんならいいですけれどもこゝだけでとすという手はないでしよう。

○助役(小武男君) この十万円は県からきてるわけです。

○十七番(嶋貫壮作君) そのほかにはいろんな役員がいるでしよう。役員を通じて各市に働きかけて各市から六千円でも八千円でもといふようにあやりになつたらいいと思ひます。館山市だけが負担するといふことは館山市の予算でないのですね。そつういふものを認め

させられておいていけばまたいわれたときに困りますからうね。

○助役(いせ武男君) いま申しますように県が十万円をこめてこの金を
さこうちえやるといふ形式でございますから、財源は「了解」
「県からくるんですか」と呼ぶ者あり)「そうでございます、県からよこ
てその十万円を協議会へやるわけなんです。(「収入と支出、両方
書かなきゃいけないですな」と呼ぶ者あり)書いてあります。

○三番(伊勢仙之助君)この問題ですが県の予算措置として県から協議
会に補助金を出せるといふふうな形式で県から協議会に出して
もらう方がすっきりしていると思っております。

その予算措置ができないといふことがどういふわけでございますか
その莫(も)ごできると思はば、そのつういふ形式をとってもらう方が
がすっきりしていいんじゃないかと思っておりますが、その莫(も)を県の
予算措置上の問題についてなんかは、すっきりした御見解が
ありま—たり承りたいと思っております。

○十七番(嶋貫杜作君)それではこの十万円かきりて終るといふ見通しは確實ですか、それよりかかったとき館山市がまた負担するといふことになるかと(笑)そういう含みがあつてすることじゃないかと思ひゆる。館山市を通す性質のものではないと思つて。

○助役(小中武男君)十万円以上でた場合は全然関係ございません。それからいま甲一ますように本来なら県が直接外人登録事務協議会に補助金として流すのが本来の筋でございますが、たまたま非常に事務的^非課の予算を流用してでもやりましたんじやないかと推測でございますが、もう少し大きな金でありますれば県として予算にとつて堂々と流すべきと考へますが、十万円でありましたので、県会にもかけず課が一応予算の流用ぐらゐで、それかといつて、予算を通さず、に支えできませんので、市の自治体に委託してここからやつてくれといふふうにしてきたように私は察せられるので

ございます。(「あなたは察せられるけれどもこちらは察せられない」と呼ぶ者あり)

○三番(福岡保徳君) いまの関連してあるんですけれども県がとせる金を市に持ってきて市ですすという事は県と同じ立場でやはりいけないんじゃないかと思っております。監査委員の方にこういうことをやっているものかどうか。

○監査委員(岡武男君) お答えいたします。

私はよくわからないんですが先ほど助役さんの説明で県の成規の予算に計上して県会の承認を得てとすほどの額ではないんでそれを県会へとさずに予算が流用かなんかで補助してやるんだというふうな県の課の気持ちでとてやると だけでもとす術がうまくいかないから市へ流して市からとすんだというふうにしてますが市というテーマでは市の予算に計上されて議会で議決されればそれでいいからとす分には監査委員としては

差支えないと考えております。

○十七番(嶋貫壮作君)奥さんのあげ足をとるわけではないんですが例えは館山市の予算へ組んでり市のためには使えないと思っつんですよ、この点はいかがですか。

○逆有委員(岡武男君)この金は果が外国人登録事務協議会と
いうものえ市が十万円出す形になりますか(その協議会へ出
すということが不合理になるんじゃないですか館山市の市長と
協議会の会長とは全然別個人格者にならなまやならぬい。
それを市長のなんによつて出すということとはと呼ぶ者あり)
館山市の財源から十万円市長が協議会長なるが故に出すと
いうことにならばこれはお話の通りによつての市の分まで
館山市が負担してやることになりまゝてきわめて不合理な
んで当然どうは考えられないわけですが先ほどからの説
明によりますと財源は果から十万円きますんでそれを

ただ市の予算を通じて変則的に出すというもののよう
 ですから市から出しても館山市が各市の分まで負担して
 やるんだというふうには考えられないと私は思います。

○十七番(嶋貫壮作君)考えられないとお考えになれば、このうな
 うなことにしないではっきりとした立場でやれることがあると
 思うんです。館山市を通じて館山市に迷惑をかけたなん
 にも知らない人はどうも納得はできかねるんですが。

○三番(森生田七郎君)小さい問題のようですが、こうした前例を
 つくりますと予算の形態というものを破壊する。ですか
 らお伺いするんですが、先ほど伊勢君が、おっしゃったようにこれ
 は直接果から協議会に補助してかかるべきであつて館山市から
 流すというものは悪例化して予算の形態というものは破壊さ
 れる。こういうおそれがあるんですが、助役さんはどういふこ
 とについてどういふふうにお考えですか。

○助役(いせ武男君) 先ほど甲上げまいたようにこの事件に關し
てはたゞかに御指摘の通りです。正常な考えとは私も考
えません。こういうことが仮に「さう」となれば「まる」で市の
算というものが変ずくりんものになると思います。ただ
先ほど甲上げますようにこの件につき「まる」のみ例外として。
たまたま市長がこの会の会長をやつておるといふ關係でこ
ういう形態を常にやるといふことには考へておりません。

○三番(萩生田七郎君) 先ほど甲上げまいたような形態はとれませ
んか。それ以外ないと「算」形態というものは「メタク」になつて
「まい」ますよ。どうお考えですか。今回だけ目を「ぶ」けとい
つても「ふ」とつの変態的「算」を認めたいということになる。
こう「た」ことはわれわれとして考へて「ま」さんだと思つて。

○十七番(嶋貫壮作君) カ「こん」な変則なやり方を「て」笑われ
ますよ。よその市の人たちに笑われますよ。本當に「ほ」かに「す」方法が

あいばだすべき理由もあつてするものを館山市が背負いつ
んで笑われ者になることはないですよ。

〇ニニ番(福岡保徳君)同じことのようにですけども県会えかけられな
いものを市会へのけて出すということはまた考えられる。

県が直接やってもらうようにしたらいいんじゃないですか。

〇助役(いせ武男君)県会にかけられないということじゃないと思ひます。
かければかけられると思ひうんですが先ほど申しまつたように
金額が非常に少ない額でこれだけ補助金として採上げべきに
はあまり事務的にはん精であると思ひます。課の計らひでいろいろ措
置をとつたと理解してあるんですが正しくは正しくいま
すならば県会にかけて成規な形態においてその当該団体へ
流すと、これはもちろん正當なやりかたでございます。(その分
がよい、そつうでもらひますよ、悪い方法ばかり送ぶことは
ないですよと呼ぶ者あり)

〇二四番(山本昇君)ただいまの問題ですが特別に十七市の協議会
ができておってたまたま館山市の市長が協議会の会長である
がためにこうした便法を講じてもらいたいこういうような要請
のもとにやったという説明でありますがこの協議会ができて
毎年こういうことをやってあったのかどうか。また館山市の市
長が会長になったためにやったのか他の市長が協議会の会長
のときにもこういう措置をとったのか、その点参考的にありえ
てもらいたいと思います。

の税務方ニ課長(伊藤幸太郎君)ただいまの問題でございますが、
おりました当時のことにつきまゝと御参考までに甲上げ
たいと思います。

この外国人登録事務員事務員の補助でございますけれどもこれは
にも書いてございますように法務省から各市町村に對しまして流
されております補助金でございます。

従来は各県を単位にしまして全部の県ではございませぬけれども相当の數に上ほります。県に對しまして協議会の名前に對して法務省から直接補助金が流れてあつたわけでございします。一か一ながりこんどの自治法の改正といひまゝようか負担区分の改正に對りまして法務省と一まゝして県単位の協議会に補助金を流すことができなくなつたんだとてございします。

これは負担区分といひまゝようか補助金の出方の改正だとしてございします。協議会に對します。補助金のほかに各市町村に對し一まゝして法務省は毎年登録人口の基準によりまして一般事務費の補助金を流してあります。一か一ながり法務省と一まゝしていた一まゝして非常に県単位の協議会が活発な運動をやつてあるのでなるとか方法を講じて協議会にもいく分かの補助金のような形のものも流してやるという親比で方法といひまゝしては一般の市町村に流してあります。事務費にある程度の割増一

を上げまして各県ごとに補助金を盛って参つておるわけでございます。そうしますと成規の一般事務費の補助のほかはたゞいま甲上げましたいく介でも協議会にというふうな含みの金がたまたま千葉県にあきまゝしては十万円あるわけでございます。その十万円も先ほど甲上げましたように補助金規定によりまして協議会名では支支の困難である、であるから一般の事務費補助に加えまして協議会に補助金としたい、でたまたま当市の市長が会長であるので当市に対していま甲上げたような方法をとってもらうたいというのが実情でございます。やり方そのもののよりありは別といたしましても以上のような内容でございます。ますので御参考までに甲上げます。

○三〇 貴山本昇君(一応)お話ばかりありますが、いままで具体的にいいますと現在館山市市長が千葉県十市の会長をやつておる。そのためになんというた方法を館山市でおねがいしたい。

これは筋はわかりましたけれども、その前はどうかになっておったか、そのと吳さんとしりてあります。

○税務オニ課長(伊藤幸太郎君)先ほど甲上げましたように従来三工年度までは協議会自体に法務省から来りてありました。

本年から変わったわけでございます。

○二四番(山本昇君)去年までは協議会に対して直接補助金が出せる、今回改正でそうしたことかできなないので、こういふ便法をとるといふことですが、前戸籍課長さんのお話をみますと、事務費員のほかにいく分が補助金というふうな意味を含まれたものたとか、よく御説明がありましたが、この十万円というのは普通市町村に対する事務の補助金のほか、金でありますか、純然たる事務補助のほかの金であるかどうか。あるいはそうでなく、事務補助費のうちの一部であるか、そのと吳さんもう一ぺんいっつ。

○税務オニ課長(伊藤幸太郎君)名稱は一般事務費といふことか

ございますけれども市町村に對しまして配分いたされておりますものほかの額でございます。(「了解」と呼ぶ者あり)

○三番(萩吉田七郎君)よくわかりました。わかりましたがついて変態な行き方は考えもんと思つた。予算書の理念と申しますかこれが没却されていると思つた。してゆれば進んではん難いであつても各市町村へ流して各市町村が吸収して協議会を円満満にやうていくというお金の方がいいと思ひますが。趣旨はわかりましたけれども予算書の形態そのものをさあいまにするといふ意味においてどうも了解がゆる。

○十七番(嶋貫壮作君)それで一般市町村事務補助としてくるほかだとほかにしていただけたものが県(きたん)です。法務局からきたときに館山市で十七市に分けてしまつたあとで仮に分けられなかつた町村から俺の分の分があるんじゃないかとせられたときにどうなります。

○税務ヲニ課長(伊藤幸太郎君)その問題につきまゝでは再々申
上げますように(「再々申上げますじゃないはじめてきくんたよ」と
呼ぶ者あり)会長でありますので總會等の場所ですその上実
は果し列席いたります場所にあきまゝして一応了解を
けてございます。(「その文書なりなんなりありますか」と呼ぶ
者あり)文書ではしてありませんけれど(「あとでどうして
ないといった場合どうなります」と呼ぶ者あり)そういう懸
念はおそらくないと思ひますが。(「ないといつても君がいつ通
りになれば問題ではない、君がいつ通りにならない場合に問題が
起る、それだから聞くんたよ」と呼ぶ者あり)

○三五番(松本藤太郎君)いまのお話によりますとなんか自治法
の改正によつてどういったような協議会の金をたまたまた協議会
長もやつてある市の一般文へ入れてしまふ。してこからやつてく
れといふことは私は理解できないんですけども、私はこつといふ

ふうに考えてある。要するに法務省でもって千葉県県の外人登録に對しての事務費が二百万円ある。それに對しての補助が二十万、事務費が二十万で補助が二十万あるとしておいてのままだれば千葉市へそれだけ人数によつて事務の輕重によつて分けられてしまふ。ところがたまたま県の方へきた事務費以外の二十万という補助金を協議会の会場費やいろんな研究をしてあるからやてやろう。こういうふうに考えた、この金の出場所に困るから会長をやつておる館山市の支入の入れよう、県の親心といひますか、当然各市町村へ行くべき金の補助金を十万頭はねて協議会にやろうという途中で操作が行われてやらないか、こういうふうにする。いずれにしましても實際に市長として受取る金ではない。十七市の協議会の会長だからどういったような名にいてとつた金を会場費や研修費に使つてしまふ。實際市長として館山市へとつた金ではないんで一般支入へ入れてくるというこ

とに疑義を持つわけなんで、それだけでなくともできるだけ三算の膨張は避けたいと考えてあるときなんでもこの点についてもう一たん御研究をねがいたいと思つて。

○三三番(望月暉作君)大体わかたんですが、そうすると県下の外人登録の協議会からみると負担金は館山市だけが主であるかのごとくみえるわけですね、そうすると県も市も同じ自治体でありながら自治法ひもって県が主せない、館山市なりをせると、ことが私は解せないんですが、はっきりわかるように説明してもらいたいと思つてます。

○総務課長(史戸貴君)ひとつ御参考までに甲上げたいと思つてんですが、東は八市幾輪組合がございしますが、それは市に對しまして毎年配分金の報告がございします。このなかで議会に對する分もあるんでございします。これはやはり館山市へ参りまして館山市から議会にやってもらいたいというふうになっております。一か

うは直接議会へやらないかといいますと、競輪組合の方では監査があつた場合に公共団体でない団体に対してはとせないんで発見されるというろ支障がある、それで内実は議会に対する交付金であるけれども領收書の形式は館山市に対する配分金であるところ、こういうふうな関係で扱ってもらいたいというふうにしてきてあります。あつて、うろくこいれもなにかの関係でどういったふうなものも持つものであろうかと考えます。ですからこんごもただいま予算が非常に複雑になるといふようなお話でございます。が、競輪の議会に対する交付金は市といたしましてはやはり取扱ひといたしましては、こういう取扱ひといたしたいと考へておられますのでよろしく御了承ぬが、いたしと思ひます。

○十七番(嶋貫社作君) 皆さんがみてきたようなウリをつかないようにつけて下さい。なぜかといいますとこの問題が起つてどなたが折衝したか知りませんが、あなた方が答弁するがごとく折衝したものの

ではなうと思ひます。それをお分ぐいかにも折衝したのがごく
言さううてごまかしておればいいところうふうな態度
はぼくはまういです。だからこの~~衝~~衝に当たった人がちゃんと答
弁に立ってやっていただきたいと思ひます。

○議長(石井潔君)ーばうく休憩をいたします。

午後三時三十三分休憩

午後四時 五分閉議

○議長(石井潔君)休憩前に引続いて会議を閉じます。

○議長(石井潔君)申上げます。当局より議案オニ字原案を訂正い
たいという申せがありまうたので当局よりその説明を
求めます。

の総務課長(見戸貴君)ただいま議長よりお話のございまゝた議
案オニ号を原案訂正をいたしますのでその個所を御訂正を
がいたいと思ひます。

議案オニ号のオ入の数字でございしますがなかの数字で三十五万と
なっておりますの三十五万オも同じく三十五万とあります
の三十五万と御訂正をぬがいたいと思ひます。

つぎはオ入の欄のオ六款の国庫支出金でございしますがこの
欄を全部削除していただきます。

それからオ入合計欄のなかに追加更正予算額三十五万とな
つてありますの~~〇~~を三十五万に直していただきまして合計欄
を二億九千九十二万二千六百三円このように御訂正をぬがいま
す。

それからつぎはオ七の欄でございしますがオ七款の市役所費
この関係欄を全部まっ消削除いただきましてオ七合計額

の三十五万となつてありますのを三十五万に御訂正をいただきます
してそれから合計額の楠を八と同じくニ億九千九十二万二千
六百三円このように御訂正をおねいいたします。以上です。

○議長(石井梨君)ただいまの原案訂正を承認することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井梨君)御異議なしと認めます。よつて原案は訂正
をさしまりました。

○議長(石井梨君)お諮りいたします。

原案を訂正さしめましたニ于議案を承認するに御異議ご
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井梨君)御異議なしと認めます。よつてニ于議案は
決定さしまりました。

○議長(石井 孝君)このをもちつて本日の議事は全部議了いたし
まゝしてございます。長時間にわたりました御審議あり
かとうございました。

午後四時十一分閉会

昭和三十三年一月十六日

鐘山市議会議長

石井 孝

会議録署名議員

遠山ヨキ子

同

石井 孝

金山市議會

